

令和七年度前期特定計量器定期検査日程

対象計と量る器	令和七年度	前期	特定	計量器	定期	検査	日程
特定対象計と量る器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関		
(非自動はかり)計量法は、平成五年(計量法第九号)第三十五号政令(計量法第九号)第三十五号(第九号)第五号(第九号)の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「公布の日」とする。) 及び、おのれを分り銅除げは五年	令和七年四月十六日(水)	午前十時から午後三時まで	JANアルプス市アグリガーデン北部	南アルプス市	山梨県計量協人会		
	令和七年四月十七日(木)	同	同	同	同		
	令和七年四月十八日(金)	同	同	同	同	同	
	令和七年四月二十一日(月)	同	同	JAN南アルプス市飯野共選所	同	同	
	令和七年四月二十二日(火)	同	同	同	同	同	
	令和七年四月二十四日(木)	同	同	JAN南アルプス市西野共選所	同	同	
	令和七年四月二十五日(金)	同	同	同	同	同	
	令和七年五月八日(木)	同	同	南アルプス市役所新館	同	同	
	令和七年五月九日(金)	同	同	同	同	同	
	令和七年五月十二日(月)	午前十一時から午後二時まで	丹波山村役場	同	同	同	
	令和七年五月十三日(火)	午前十一時から午後三時まで	小菅村役場	同	同	同	
	令和七年五月十五日(木)	午前十時半から正午まで	上野原市役所欄原出張所	同	上野原市(旧秋山村を除く。)	同	
	令和七年五月十六日(金)	同	上野原市役所甲東出張所	同	同	同	
	令和七年五月十九日(月)	午前十時半から午後三時まで	上野原市役所本庁舎	同	同	同	
	令和七年五月二十日(火)	同	同	同	同	同	
	令和七年五月二十二日(木)	午前十時から午後三時まで	昭和町総合体育館	昭和町	同	同	
	令和七年五月二十六日(月)	同	甲斐市竜王武道館	甲斐市(旧双葉町を除く。)	同	同	
	令和七年五月二十七日(火)	同	同	同	同	同	
	令和七年五月二十八日(水)	同	甲斐市敷島総合文化会館	同	同	同	
	令和七年五月三十日(金)	同	中央市役所南館	中央市(旧豊富村を除く。)	同	同	
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日までの間、個別に県が指定する日	同	同	同	同	同		
令和七年四月十六日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		
令和七年五月三十一日から令和八年三月三十一日まで(山梨県計量器検査規則第六号)に定める日を除く。	午前九時から午後四時まで	同	同	同	同		

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。